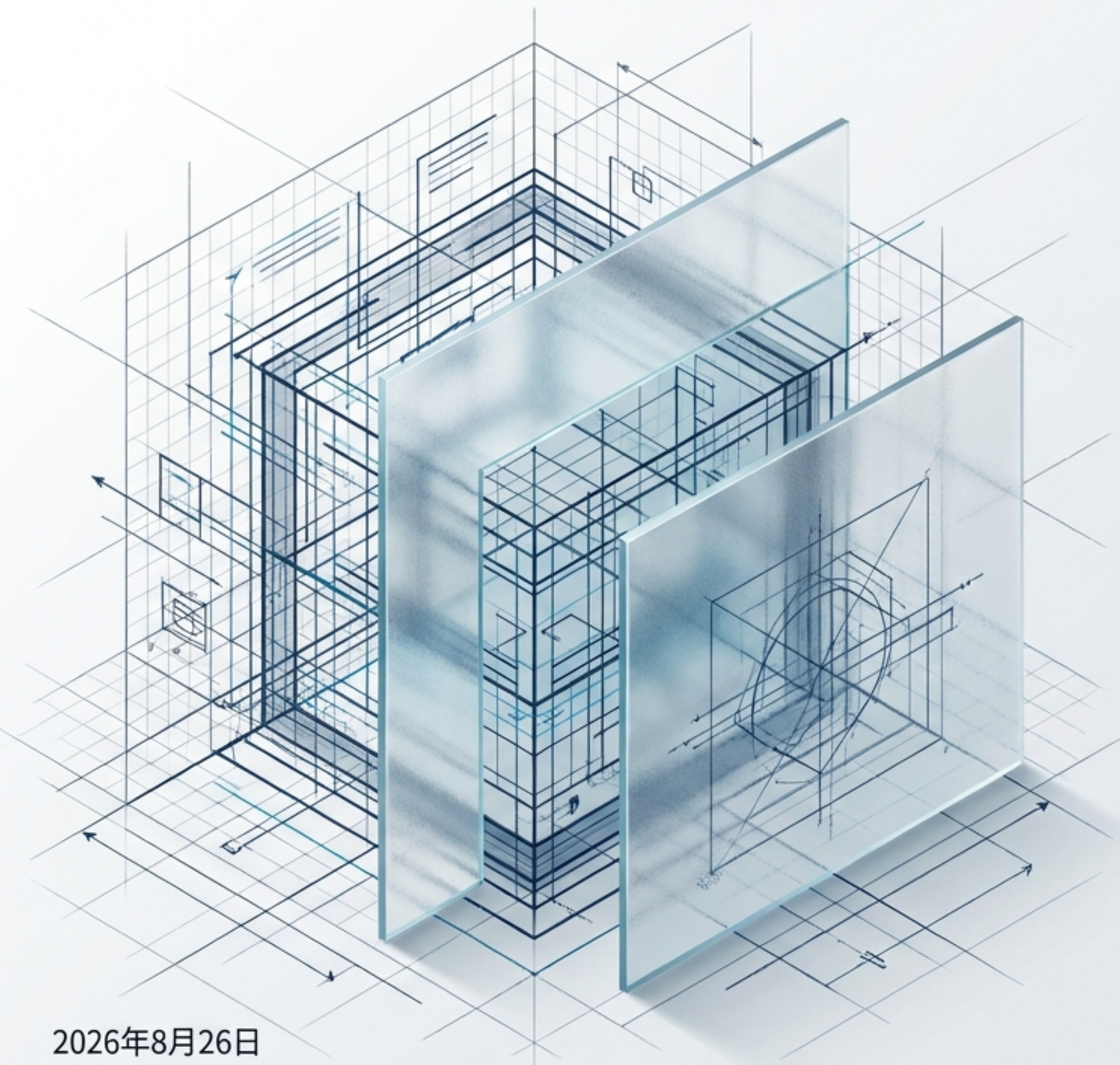




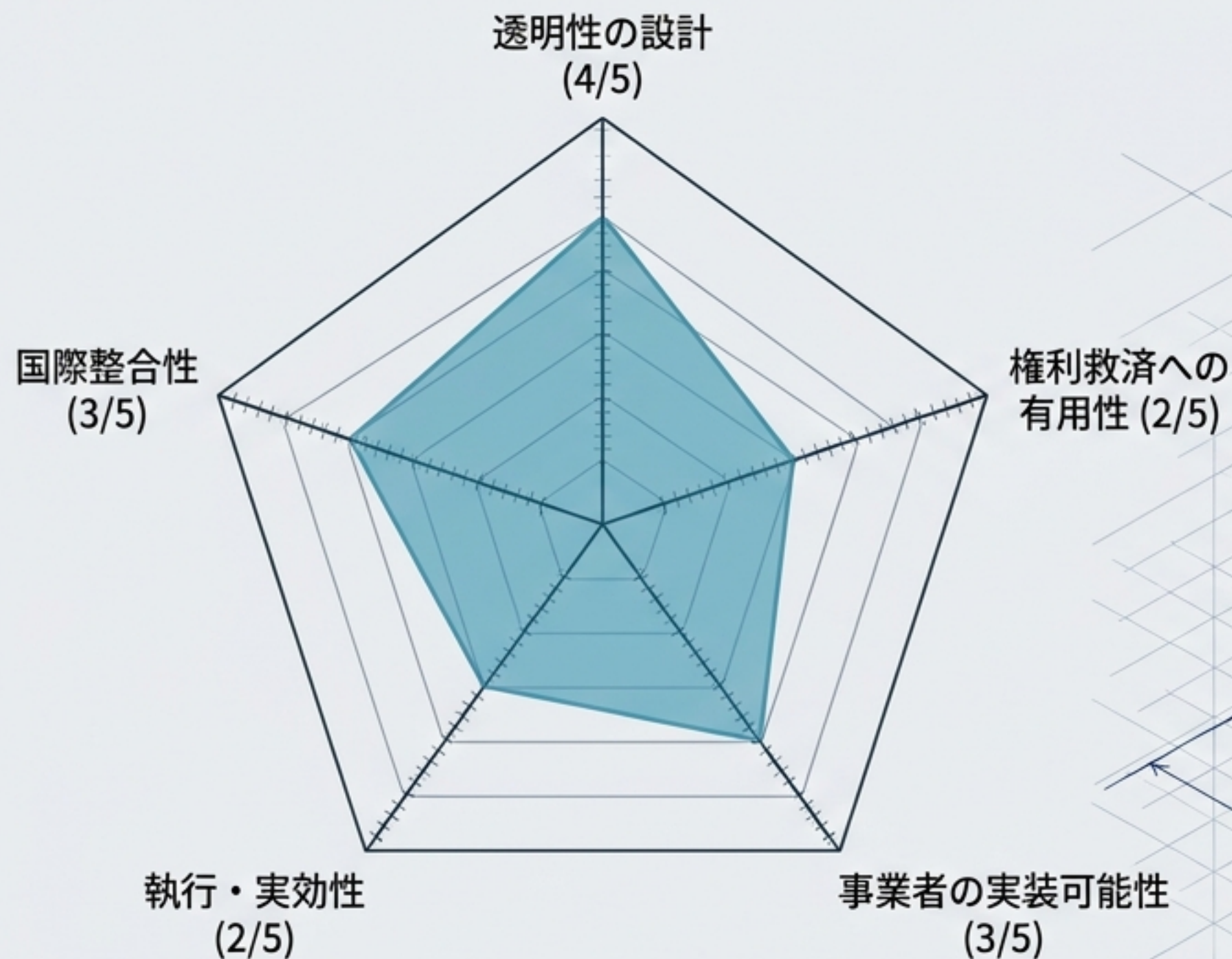
生成AI知財プリ ンシプル・コー ド：見える化の 設計図と戦略的 プノレイブック

制度の解剖から実務アクション
までを導く、経営層・法務・開
発者向け完全ガイド

2026年8月26日

政策・実務分析レポート

制度の現在地：透明性の第一歩と残された実効性の課題



1. ソフトローの限界と価値

法的拘束力や政府の審査はなく、市場の評価に委ねられる。

2. 「見える化」の実現

モデル、データ、責任体制を対象化し、対話の入口を構築した点で大きな前進。

3. 証明の非完全性

照会制度（原則2・3）はURL等の確認に留まり、単独で侵害救済を完成させるものではない。

4. 今後の焦点

共通開示様式の整備、参加率のKPI評価を経て、限定的な法制化を検討する段階へ。

法定基準と自主規範の境界線：何が変わり、何が変わらないのか

変えること - プリンシプル・コード

事業者が公開すべき「透明性・情報開示」の標準様式を提示。

権利者・利用者が照会するための「自主的な窓口」を形成。

受入れ企業を一覧化し、市場・取引先の評価材料（レピュテーション）を創出。

変えないこと - 著作権法・司法手続

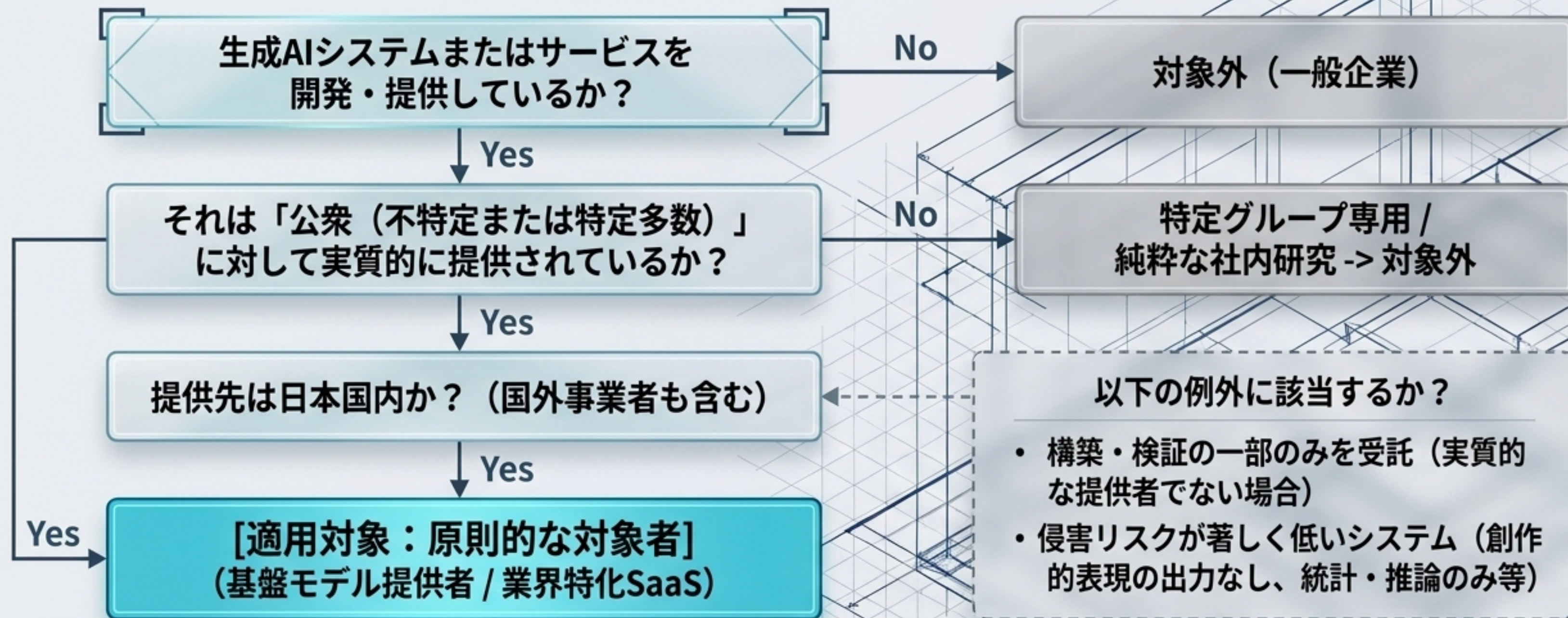
著作権法30条の4等の解釈や要件そのもの。

裁判上の証拠開示・侵害判断・損害賠償の法的ルール。

robots.txtの法的性質（尊重は推奨されるが、包括的な拒否権にはならない）。

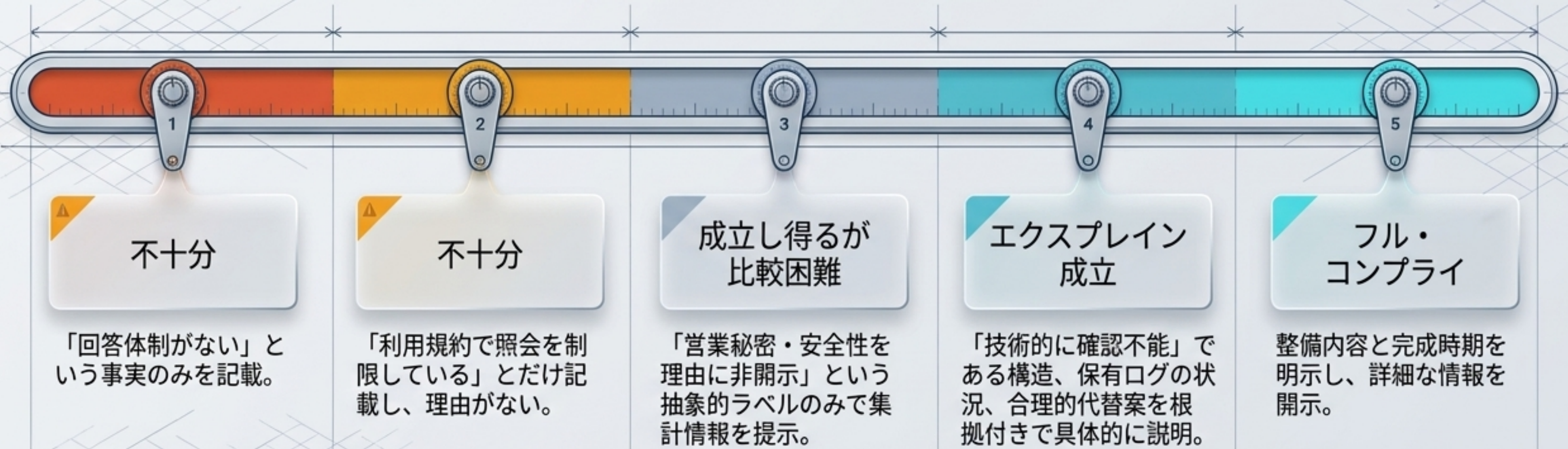
コードへの対応は適法性を自動的に証明・免責するものではなく、不参加が即座に違法を意味するものでもない。「法的最低線」と「信頼確保の上乗せ」の分離管理が必須。

適用対象の判定フロー：自社はコードの対象となるか



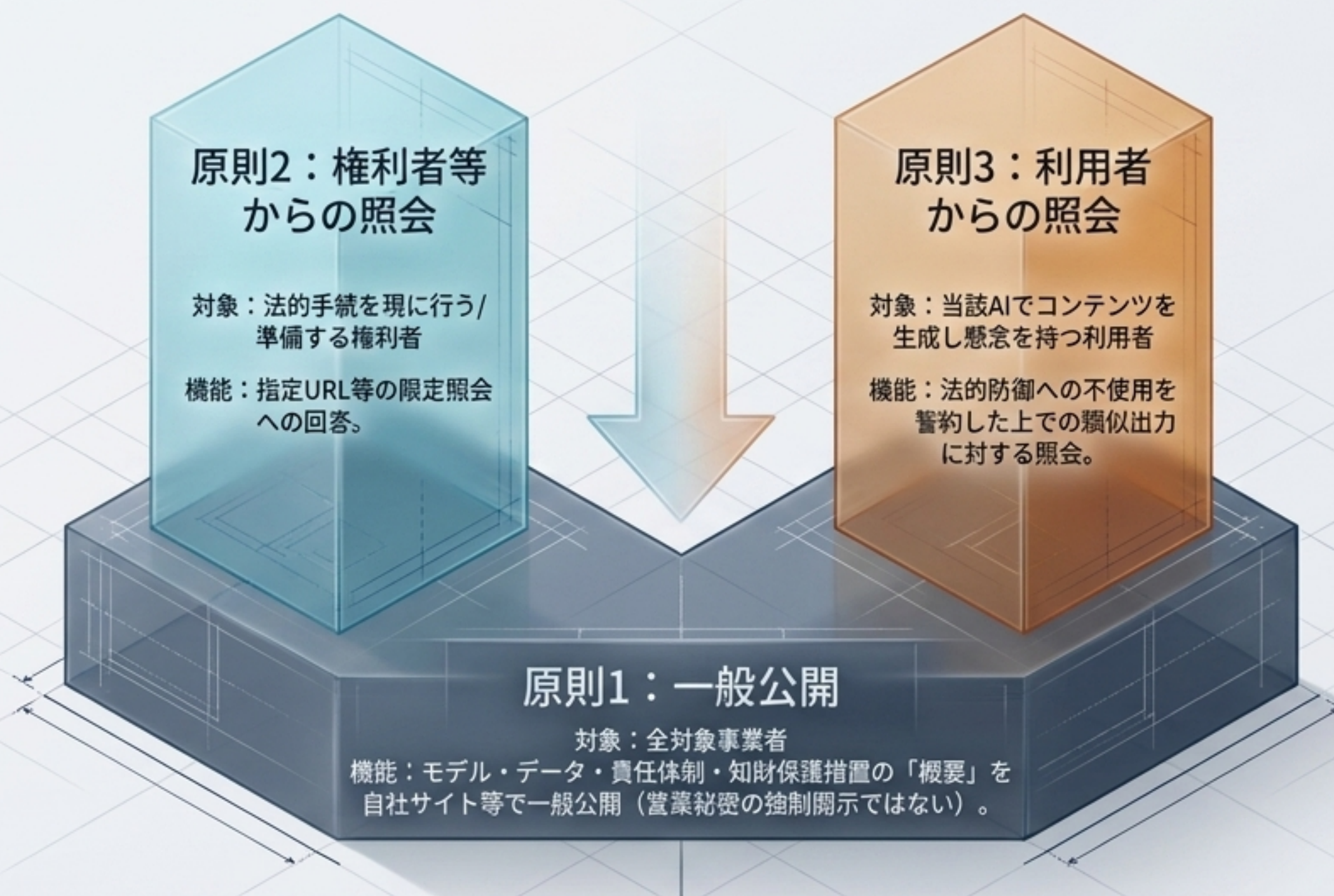
インサイト：「業界特化」「社内向け」というラベルだけでは除外されない。
提供先や下流での支配権をサービス単位で記録・判定する必要がある。

コンプライ・オア・エクスプレインの実践： 市場から評価される「説明」のグラデーション



戦略的示唆：事務局は内容を審査しない。説明の妥当性を評価するのは「市場（権利者・取引先・投資家）」である。評価主体の目がなければ、この規律は弱まる。

三原則のアーキテクチャ：広範な公開基盤の上に立つ2つの限定照会ルート



原則2と3は、原則1の「責任体制の開示」が機能して初めて実効性を持つ構造となっている。

原則1（一般公開）：AIバリューチェーン全体を網羅する透明性ダッシュボード

使用モデル

名称・識別子、アーキテクチャ、第三者ライセンス、訓練方法。

データ取得・記録

他者IP非侵害、paywall/robots.txt対応、ログ保持、海賊版回避。

学習・検証データ

データの類型（クロール、合成、RAG用等）、取得形態。

クローラ

目的、収集期間、名称、第三者クローラの利用。

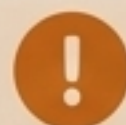
アカウントビリティ

責任者、開発・提供間の分担、ステークホルダー対応。

出力・利用段階

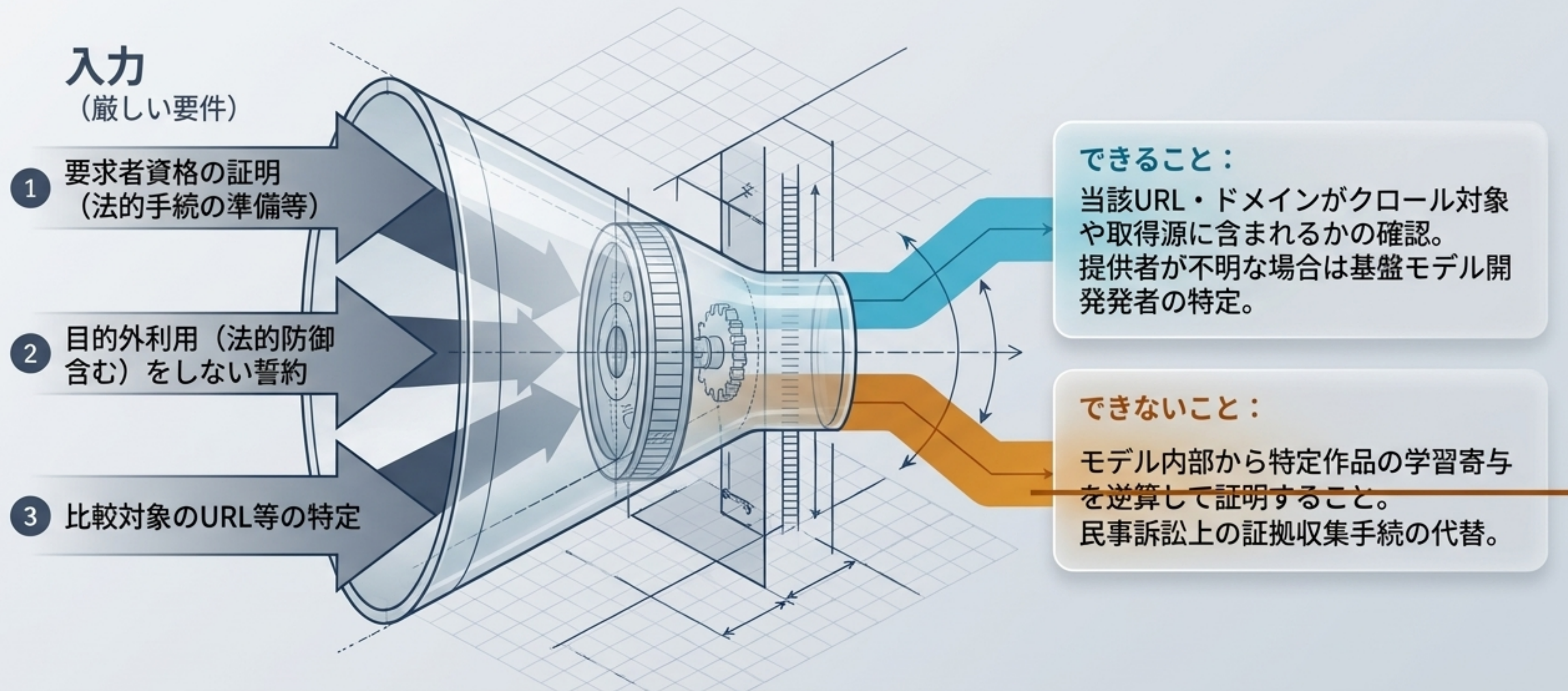
侵害出力の抑制、電子透かし（C2PA等）、苦情窓口。

⚠ Caution



重要：「学習データの来歴」と「生成物の来歴」は別物である。電子透かしやC2PAは生成物の由来を示すが、学習データの適法性や出力の非侵害性を保証するものではない。

限定照会の現実（原則2・3）：「学習の完全証明」ではなく「対話の入口」



結論：作品そのものが学習された事実を完全に立証する制度ではなく、事実確認の端緒に過ぎない。過大評価は禁物。

ステークホルダーの視座：方向性への賛同と手段を巡る深い対立

	透明性への方向性	照会・実効性への評価	営業秘密・負担への懸念
権利者 (NAFCA, 新聞協会等)	[✓ 支持] 重要な第一歩として評価。	[✕ 不満] 任意参加やURL照会の限界に不満、法制化を要求。	[! 要求] 権利行使に資する詳細な開示を要求。
AI事業者・OSS側 (BSA, AIGA, OSG-JP)	[✓ 賛同] 目的に賛同し、機微情報保護の明記を歓迎。	[! 懸念] 原則2・3は証拠手続を迂回する濫訴リスクと懸念。	[✕ 危惧] 細粒度開示の技術的困難、OSS・中小への過剰負担。
専門家・市場 (論評)	[✓ 評価] バリューチェーン全体を捉えた点を評価。	[! 限界] 審査なし・市場評価依存の限界。照会の循環的ハードル。	[! 指摘] 透明性を増減させる二元論からの脱却が必要。

総括：おおむね一致（責任窓口、海賊版回避）vs 対立が大きい（法的強制、開示粒度、robots.txtの意味）。

グローバル比較：日本の市場主導アプローチとEUの強制的枠組み

日本（プリンシプル・コード）

法的基盤	非拘束的ソフトウェア・罰則なし
対象	公衆向け生成AIの開発者・提供者（アプリ層含む）。
公開様式	具体例はあるが統一テンプレートは必須ではない。
個別照会	権利者・利用者向けの原則2・3（窓口）を設置。
監督構造	事務局は内容審査を行わない（市場評価）。

EU（AI Act / GPAI Code）

AI Act 53条に基づく法的義務（GPAI Codeは遵守手段）。

主に汎用AI（GPAI）モデル提供者。

学習内容要約の欧州委員会テンプレートが必須。

当局監督が中心で、日本型の個別照会ルートはない。

AI Officeが監督・執行。罰金権限あり。

戦略的示唆：EUの直接移植は不要だが、「公開情報と秘密情報の分離」「共通様式での比較可能性」は日本の実効性向上にも不可欠。

制度の死角と限界：実効性を阻む4つの構造的課題

⚠ 1. 逆選択のリスク

届出審査がなく、詳しく開示する正直な事業者だけが批判や訴訟リスクを負う可能性がある。主要事業者の不参加に対する直接的手段がない。

⚠ 2. 照会の循環性

権利者は「法的手続の準備」を示す必要があるが、そもそもその準備のために学習の証拠（手掛かり）を求めているというパラドックス。

⚠ 3. 防御利用の不明確さ

原則3では法的利用を誓約で禁じるため、善意の利用者が後日警告を受けた際の法的防御に使えるかが不明確。

⚠ 4. 小規模事業者への累積負担

年次公開、ログ、苦情窓口、C2PA等をすべて個社で実装すると、OSSやスタートアップの参入障壁に直結する。

核心的アプローチ：透明性と営業秘密を両立する「三層開示モデル」

Layer 3: 監査層 (Audit Layer / Confidential)

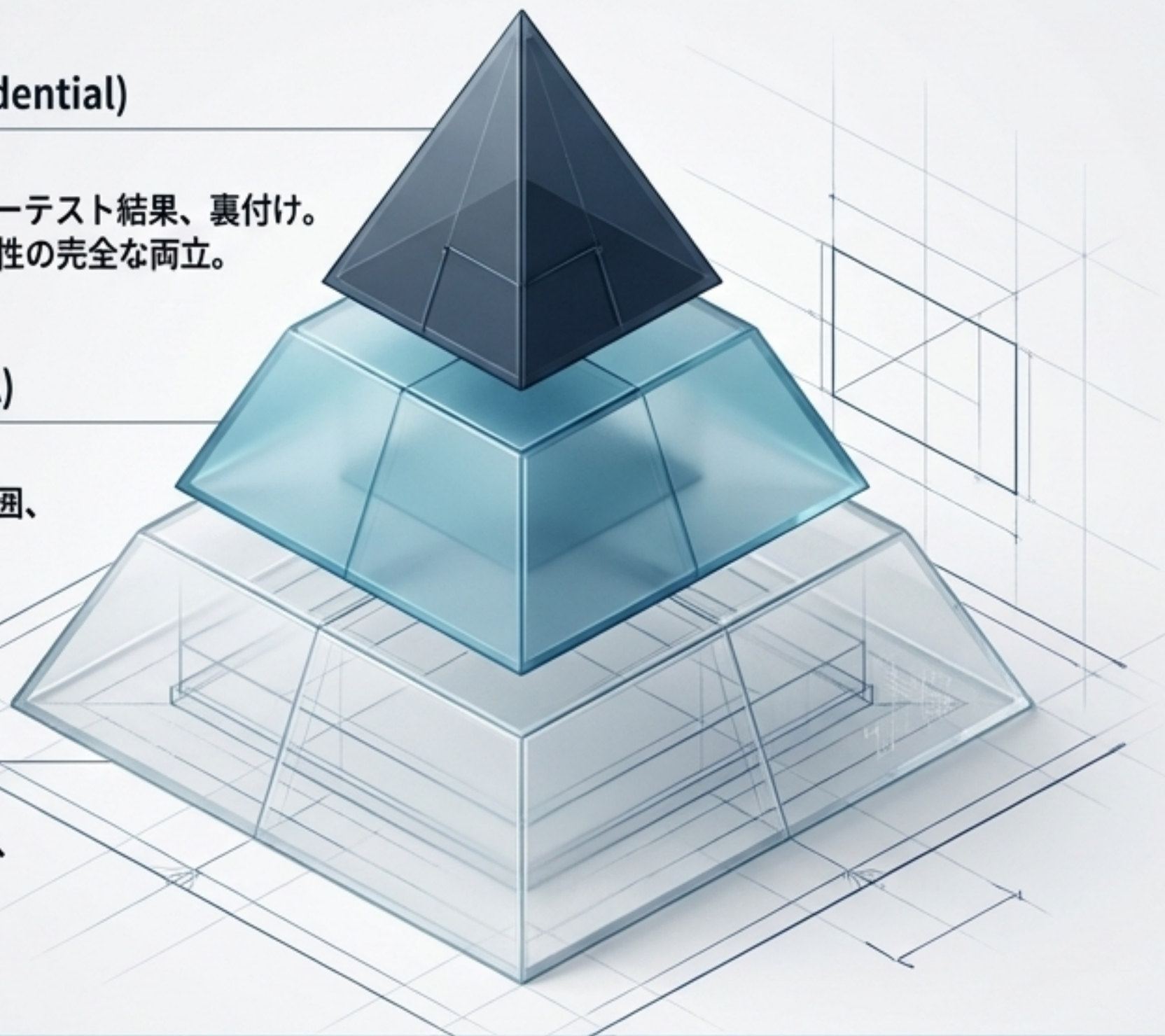
- 相手：当局・独立監査人
- 情報：詳細なデータ台帳、契約・フィルターテスト結果、裏付け。
- 目的：社会的な説明責任と営業秘密・安全性の完全な両立。

Layer 2: 限定層 (Limited Layer / NDA)

- 相手：本人確認済み権利者等
- 情報：指定URLの照会結果、取得時期の範囲、NDA付き補足説明。
- 目的：機微情報を守りながら具体的な紛争の端緒を処理。

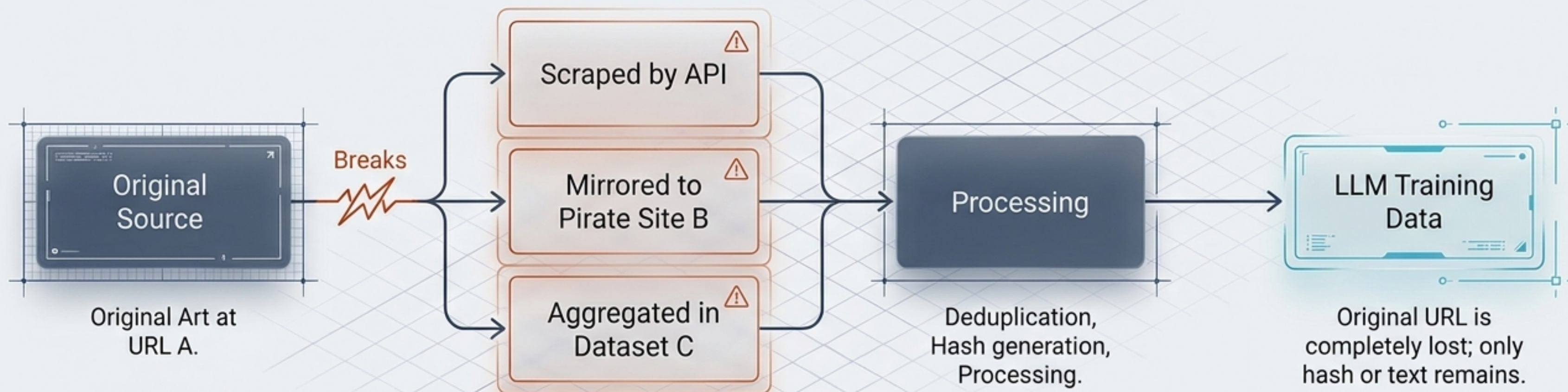
Layer 1: 公開層 (Public Layer)

- 相手：一般利用者・取引先
- 情報：モデル版、データ類型、主要取得源、知財方針、苦情窓口。
- 目的：広範な市場の信頼獲得。



メッセージ：課題は「開示するか隠すか」の二元論ではない。誰に、どの秘密保持の下で提供するか「アーキテクチャ設計」である。

URL照会の技術的限界：データ来歴台帳が直面する現実



Transparent Blueprint

技術的現実：巨大データセットや転載・ミラーを経た場合、原作品のURLと実際の取得元は一致しない。

解決策：過去のモデルへの完全追跡を当然視せず、将来に向けて「データセット版、取得元、ライセンス、権利留保信号、ハッシュ」を結ぶ『来歴台帳 (Data Provenance Ledger)』の整備が必須。

法制化へのトリガー：段階的アプローチを測る成果指標（KPI）

モニタリング対象 (Monitoring KPIs)

- 主要生成AIサービスの受入れ率
- 照会の回答可能率・日数（中央値）
- 苦情後の是正率・同種再発率
- 開示項目（共通様式）の充足率

Next 12 Months

シナリオ A: 定着

開示粒度と照会実績が形成。調達・契約の標準となり、法制化圧力は低下。

シナリオ B: 形式化/分断

抽象的説明の蔓延、低い回答率。
→ 必要な打ち手: 第三者確認、共通様式、調達インセンティブの導入。

シナリオ C: 法制化への移行

主要海外事業者の不参加、重大紛争の頻発。
→ 結果: 基本開示・窓口設置・記録保存に絞った「段階的立法（ハードロー）」の検討へ。

90日間の戦略的プレイブック：ステークホルダー別・即時アクションプラン

	今すぐ (Immediate)	30日以内 (30 Days)	60-90日 (60-90 Days)
生成AI開発者・提供者	サービス単位での適用判定。RAG・クローラ・APIの棚卸し。	原則1の公表ドラフト作成、非開示基準・苦情窓口の整備。	URL照会の検索可能性テスト、手数料・本人確認・NDAプロセスの決定。
生成AIを導入する一般企業	自社がRAG等を行うことで「提供者」に該当しないかゲート判定。	ベンダーDDの項目にコード受入れ・実施状況を追加。	契約におけるモデル変更通知・照会協力・知財補償範囲の改定。
権利者・コンテンツ事業者	自社作品のURL・公開日・ライセンス・robots設定の台帳化。	類似出力発見時の証拠保存プロセス（画面改変なし）の標準化。	法的準備・秘密保持を伴う「照会要件」の社内整理（全学習の確認との区別）。